

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年4月19日提出
【計算期間】	第14期中(自 2022年7月20日至 2023年1月19日)
【ファンド名】	結い 2101
【発行者名】	鎌倉投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関 恭幸
【本店の所在の場所】	神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目5番9号
【事務連絡者氏名】	猪野 克亮
【連絡場所】	神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目5番9号
【電話番号】	050-3536-3302
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下の運用状況は2023年 1月31日現在のものです。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【結い 2 1 0 1】

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	25,661,395,100	52.70
債券	日本	1,033,535,800	2.12
現金・預金・その他資産(負債控除後)	—	21,996,466,630	45.18
合計(純資産総額)		48,691,397,530	100.00

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第4計算期間末日 (2013年 7月19日)	4,793	4,967	1.3738	1.4238
第5計算期間末日 (2014年 7月22日)	10,174	10,174	1.4561	1.4561
第6計算期間末日 (2015年 7月21日)	18,431	18,431	1.6821	1.6821
第7計算期間末日 (2016年 7月19日)	23,892	23,892	1.5522	1.5522
第8計算期間末日 (2017年 7月19日)	28,571	28,571	1.7684	1.7684
第9計算期間末日 (2018年 7月19日)	37,164	37,164	1.9368	1.9368
第10計算期間末日 (2019年 7月19日)	38,359	38,359	1.8292	1.8292
第11計算期間末日 (2020年 7月20日)	42,055	42,055	1.9091	1.9091
第12計算期間末日 (2021年 7月19日)	48,576	48,576	2.1123	2.1123
第13計算期間末日 (2022年 7月19日)	47,295	47,295	1.9749	1.9749
2022年 1月末日	45,289	—	1.9523	—
2月末日	45,678	—	1.9662	—
3月末日	46,636	—	1.9909	—
4月末日	45,898	—	1.9475	—
5月末日	46,404	—	1.9602	—
6月末日	46,490	—	1.9525	—
7月末日	47,956	—	2.0056	—
8月末日	48,814	—	2.0344	—
9月末日	48,032	—	1.9955	—
10月末日	47,688	—	2.0284	—
11月末日	49,016	—	2.0838	—

12月末日	47,814	—	2.0391	—
2023年 1月末日	48,691	—	2.0683	—

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第4計算期間	2012年 7月20日～2013年 7月19日	0.0500
第5計算期間	2013年 7月20日～2014年 7月22日	0.0000
第6計算期間	2014年 7月23日～2015年 7月21日	0.0000
第7計算期間	2015年 7月22日～2016年 7月19日	0.0000
第8計算期間	2016年 7月20日～2017年 7月19日	0.0000
第9計算期間	2017年 7月20日～2018年 7月19日	0.0000
第10計算期間	2018年 7月20日～2019年 7月19日	0.0000
第11計算期間	2019年 7月20日～2020年 7月20日	0.0000
第12計算期間	2020年 7月21日～2021年 7月19日	0.0000
第13計算期間	2021年 7月20日～2022年 7月19日	0.0000
第14中間計算期間	2022年 7月20日～2023年 1月19日	—

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第4計算期間	2012年 7月20日～2013年 7月19日	33.26
第5計算期間	2013年 7月20日～2014年 7月22日	5.99
第6計算期間	2014年 7月23日～2015年 7月21日	15.52
第7計算期間	2015年 7月22日～2016年 7月19日	7.72
第8計算期間	2016年 7月20日～2017年 7月19日	13.93
第9計算期間	2017年 7月20日～2018年 7月19日	9.52
第10計算期間	2018年 7月20日～2019年 7月19日	5.56
第11計算期間	2019年 7月20日～2020年 7月20日	4.37
第12計算期間	2020年 7月21日～2021年 7月19日	10.64
第13計算期間	2021年 7月20日～2022年 7月19日	6.50
第14中間計算期間	2022年 7月20日～2023年 1月19日	2.94

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

【結い 2101】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第4計算期間	2012年 7月20日～2013年 7月19日	2,093,617,071	300,184,062
第5計算期間	2013年 7月20日～2014年 7月22日	4,013,484,246	515,296,891
第6計算期間	2014年 7月23日～2015年 7月21日	4,754,619,781	784,624,312
第7計算期間	2015年 7月22日～2016年 7月19日	5,595,920,890	1,160,978,454
第8計算期間	2016年 7月20日～2017年 7月19日	4,006,328,458	3,242,229,878
第9計算期間	2017年 7月20日～2018年 7月19日	5,110,591,350	2,078,745,600
第10計算期間	2018年 7月20日～2019年 7月19日	3,943,637,165	2,161,150,846
第11計算期間	2019年 7月20日～2020年 7月20日	3,215,056,321	2,156,507,820
第12計算期間	2020年 7月21日～2021年 7月19日	3,293,903,865	2,326,041,623
第13計算期間	2021年 7月20日～2022年 7月19日	2,663,816,780	1,712,308,857
第14中間計算期間	2022年 7月20日～2023年 1月19日	1,114,739,068	1,473,800,785

3【ファンドの経理状況】

- (1) 「結い 2101」の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに、同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しています。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2) 「結い 2101」は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間計算期間(2022年 7月20日から2023年 1月19日まで)の中間財務諸表については、イデア監査法人により中間監査を受けています。

【結い 2101】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2022年 7月19日現在	当中間計算期間末 2023年 1月19日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	713,337	430,662
コール・ローン	21,112,000,000	22,136,000,000
株式	25,134,693,600	24,921,383,100
社債券	1,047,153,000	1,032,437,200
未収入金	77,603,959	2,407,711
未収配当金	63,932,550	77,076,840
未収利息	2,043,843	4,005,010
流動資産合計	47,438,140,289	48,173,740,523
資産合計	47,438,140,289	48,173,740,523
負債の部		
流動負債		
未払金	-	69,501,030
未払解約金	15,110,192	15,579,223
未払受託者報酬	3,803,367	4,001,018
未払委託者報酬	122,975,471	129,366,323
未払利息	57,841	60,646
その他未払費用	370,000	475,000
流動負債合計	142,316,871	218,983,240
負債合計	142,316,871	218,983,240
純資産の部		
元本等		
元本	23,948,576,990	23,589,515,273
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	23,347,246,428	24,365,242,010
（分配準備積立金）	8,088,696,489	7,601,351,705
元本等合計	47,295,823,418	47,954,757,283
純資産合計	47,295,823,418	47,954,757,283
負債純資産合計	47,438,140,289	48,173,740,523

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 2021年 7月20日 至 2022年 1月19日	当中間計算期間 自 2022年 7月20日 至 2023年 1月19日
営業収益		
受取配当金	207,383,670	211,583,410
受取利息	6,008,321	5,996,267
有価証券売買等損益	3,599,621,705	1,457,338,425
その他収益	5,405	6,245
営業収益合計	3,386,224,309	1,674,924,347
営業費用		
支払利息	8,139,557	11,012,081
受託者報酬	8,127,636	8,021,726
委託者報酬	262,793,533	259,369,166
その他費用	375,000	475,000
営業費用合計	279,435,726	278,877,973
営業利益又は営業損失（ ）	3,665,660,035	1,396,046,374
経常利益又は経常損失（ ）	3,665,660,035	1,396,046,374
中間純利益又は中間純損失（ ）	3,665,660,035	1,396,046,374
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	12,924,262	81,825,495
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	25,579,592,863	23,347,246,428
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,449,169,891	1,141,936,952
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,449,169,891	1,141,936,952
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,202,422,785	1,438,162,249
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,202,422,785	1,438,162,249
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	22,147,755,672	24,365,242,010

（３）【中間注記表】

重要な会計方針に係る事項に関する注記

項目	当中間計算期間 自 2022年 7月20日 至 2023年 1月19日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しています。 (1)金融商品取引所等に上場している有価証券 当該有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しています。 (2)金融商品取引所等に上場していない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融商品取引業者等から提示された気配相場で評価しています。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。 社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しています。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価額情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）で評価しています。 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しています。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しています。

中間貸借対照表に関する注記

項目	前計算期間末 2022年 7月19日現在	当中間計算期間末 2023年 1月19日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	22,997,069,067円	23,948,576,990円
期中追加設定元本額	2,663,816,780円	1,114,739,068円
期中一部解約元本額	1,712,308,857円	1,473,800,785円
2. 計算期間末日における受益権の総数	23,948,576,990口	23,589,515,273口

3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9749円 (19,749円)	2.0329円 (20,329円)
4. 元本の欠損	該当事項はありません。	該当事項はありません。

中間損益及び剰余金計算書に関する注記

前中間計算期間 自 2021年 7月20日 至 2022年 1月19日	当中間計算期間 自 2022年 7月20日 至 2023年 1月19日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2022年 7月19日現在	当中間計算期間末 2023年 1月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	a. 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しています。 b. コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としています。	a. 有価証券 同左 b. コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

デリバティブ取引等関係

前計算期間末 2022年 7月19日現在	当中間計算期間末 2023年 1月19日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

（2023年1月末現在）

資本金の額	100,000千円
-------	-----------

会社が発行する株式総数	69,000株
-------------	---------

発行済株式総数	56,550株
---------	---------

最近５年間ににおける資本金の額の増減：

2020年 3月25日	資本金	100,000千円に減資
-------------	-----	--------------

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定をおこなうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託の運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集業務をおこないます。

2023年1月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託1本、純資産額は48,691百万円です。

（３）【その他】

(1)訴訟事件その他の重要事項

委託会社および「結い 2101」に重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実は、ありません。

5【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しています。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しています。

- (2) 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しています。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けています。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度に係る中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人の中間監査を受けています。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		261,087	344,667
直販顧客分別金信託	2	500,000	499,000
未収委託者報酬		97,559	94,760
その他		3,654	3,480
流動資産合計		862,301	941,908
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	17,610	16,109
構築物		124	1,734
器具備品		2,829	4,597
有形固定資産合計		20,564	22,441
無形固定資産			
ソフトウェア		33,548	32,070
ソフトウェア仮勘定		-	3,064
無形固定資産合計		33,548	35,134
投資その他の資産			
関係会社出資金		2,000	3,749
敷金		5,808	5,808
長期前払費用		1,940	2,024
繰延税金資産		56,629	20,594
その他		10	10
投資その他の資産合計		66,387	32,186
固定資産合計		120,501	89,763
資産合計		982,802	1,031,671
負債の部			
流動負債			
短期借入金	2	280,000	279,000
一年内償還予定の社債		150,000	-
預り金		26,976	17,354
顧客預り金		13,039	16,705
未払金		7,288	10,194
未払費用		19,151	21,440
未払法人税等		580	580
未払消費税等		10,737	11,157
契約負債		-	12,251
前受収益		12,307	-
流動負債合計		520,079	368,683
固定負債			
社債		100,000	250,000
固定負債合計		100,000	250,000
負債合計		620,079	618,683
純資産の部			
株主資本			
資本金		100,000	100,000
資本剰余金			

資本準備金	465,500	465,500
資本剰余金合計	465,500	465,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	202,776	152,512
利益剰余金合計	202,776	152,512
株主資本合計	362,723	412,987
純資産合計	362,723	412,987
負債・純資産合計	982,802	1,031,671

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	当事業年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	430,652	466,745
投資事業組合理管理収入	3,040	14,900
営業収益合計	433,693	481,646
営業費用		
支払手数料	67,521	71,687
広告宣伝費	4,412	9,110
委託計算費	31,106	31,700
営業雑経費	16,164	13,472
通信費	6,872	5,365
印刷費	4,960	2,794
協会費	1,421	1,789
その他	2,909	3,522
営業費用合計	119,205	125,971
一般管理費		
給料	146,890	167,408
役員報酬	38,900	39,799
給料手当	98,010	115,228
賞与	9,980	12,380
旅費交通費	2,191	1,920
租税公課	664	520
不動産賃借料	8,712	8,712
固定資産減価償却費	17,606	15,443
消耗品費	4,932	2,075
法定福利費	22,186	24,240
支払報酬	3,302	2,286
支払手数料	24,821	27,079
その他	16,607	16,817
一般管理費合計	247,915	266,503
営業利益	66,572	89,171
営業外収益		
受取利息	17	8
講演料収入	264	969
著作権使用料	228	78
補助金収入	-	1,649

雑収入	65	108
営業外収益合計	576	2,813
営業外費用		
社債利息	3,286	3,299
支払利息	1,334	1,444
投資事業組合運用損	-	227
雑損失	118	121
営業外費用合計	4,739	5,092
経常利益	62,409	86,892
特別損失		
固定資産除却損	1	12
特別損失合計	-	12
税引前当期純利益	62,409	86,879
法人税、住民税および事業税	580	580
法人税等調整額	3,505	36,035
法人税等合計	2,925	36,615
当期純利益	65,334	50,264

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	465,500	465,500	268,111	268,111	297,388	297,388
当期変動額							
当期純利益				65,334	65,334	65,334	65,334
当期変動額合計	-	-	-	65,334	65,334	65,334	65,334
当期末残高	100,000	465,500	465,500	202,776	202,776	362,723	362,723

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	465,500	465,500	202,776	202,776	362,723	362,723
当期変動額							
当期純利益				50,264	50,264	50,264	50,264
当期変動額合計	-	-	-	50,264	50,264	50,264	50,264
当期末残高	100,000	465,500	465,500	152,512	152,512	412,987	412,987

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社出資金

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10～24年

構築物 10～15年

器具備品 3～20年

(2)無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しています。

3. 収益および費用の計上基準

委託者報酬

委託者報酬は当社が運用する投資信託に係る信託報酬で、ファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。

投資事業組合管理収入

投資事業組合管理収入には、投資事業管理報酬が含まれており、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産の回収可能性について

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度 （令和3年3月31日）	当事業年度 （令和4年3月31日）
繰延税金資産	56,629	20,594

2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、事業計画を基礎に見積った将来の課税所得に基づき、回収可能額について繰延税金資産を計上しています。

当社は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来の課税所得およびタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を認識しています。特に、当社は、過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産20,424千円を計上しています。

将来の課税所得の見積りは、当社の事業計画を基礎としており、そこでの重要な仮定は、主に将来収益および営業利益見込みです。当社では、令和4年度以降も緩やかに需要は回復していくものと仮定しており、事業計画に当該影響を織り込み、将来の課税所得の見積りを行っています。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っていますが、これによる当事業年度の期首の利益剰余金への影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用により当事業年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、投資事業組合管理収入のうち、サービスを顧客に移転する前に顧客より受領した対価について、貸借対照表計上科目を「前受収益」から「契約負債」に変更しています。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替えを行っていません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「（収益認識関係）」のうち当事業年度に係る比較情報については記載していません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

これによる財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

（貸借対照表関係）

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
建物	11,855千円	13,355千円
構築物	770千円	858千円
器具備品	10,401千円	11,910千円

2担保提供資産および担保付債務

直販顧客分別金信託に充当する借入のために、定期購入による収納金の債権譲渡担保差入証書等を差し入れています。これに対応する収納金債権総額は308,508千円です。

担保付債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
短期借入金	280,000千円	279,000千円

（損益計算書関係）

1固定資産除却損の内容

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
器具備品	-	12千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	56,550株	- 株	- 株	56,550株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	56,550株	- 株	- 株	56,550株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	当事業年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。なお、資金は、必要に応じて増資、社債発行や銀行借入により調達する方針です。

(2) 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは認識していません。

社債は、直販顧客分別金信託、および運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、支払期日や償還期日に支払いや償還を実行できなくなるリスクとしての流動性リスクがあると認識しています。

短期借入金は、直販顧客分別金信託に充当することを目的としたものであり、支払期日は1か月以内です。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日です。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、流動性リスクがあると認識しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスクの管理

預金の預入先の信用リスクについては、預入先の格付け等のモニタリングにより管理しています。

・流動性リスクの管理

当社の資金繰計画の管理により、流動性リスクに対応しています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（令和3年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)社債	250,000	249,730	269
負債計	250,000	249,730	269

(1) 現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等および未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (令和3年3月31日)
関係会社出資金（*1）	2,000

（*1）市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としていません。

当事業年度（令和4年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)社債	250,000	249,191	808
負債計	250,000	249,191	808

(1) 現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等および未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(2) 関係会社出資金

(単位：千円)

区分	当事業年度 (令和4年3月31日)
関係会社出資金（*1）	3,749

（*1）関係会社出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象としていません。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和3年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	261,087	-	-	-
(2)直販顧客分別金信託	500,000	-	-	-
(3)未収委託者報酬	97,559	-	-	-
合計	858,647	-	-	-

当事業年度（令和4年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	344,667	-	-	-
(2)直販顧客分別金信託	499,000	-	-	-
(3)未収委託者報酬	94,760	-	-	-
合計	938,427	-	-	-

（注）2.短期借入金および社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（令和3年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	280,000	-	-	-	-
社債	150,000	-	100,000	-	-
合計	430,000	-	100,000	-	-

当事業年度（令和4年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	279,000	-	-	-	-
社債	-	250,000	-	-	-
合計	279,000	250,000	-	-	-

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	249,191	-	249,191
負債計	-	249,191	-	249,191

（注）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

（有価証券関係）

1. 子会社株式および関連会社株式

前事業年度（令和3年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社出資金	2,000

（注）投資事業有限責任組合への出資金については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載していません。

当事業年度（令和4年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社出資金	3,749

（注）投資事業有限責任組合への出資金については、市場価格がないことから、時価を記載していません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	当事業年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

前事業年度 （自 令和元年4月1日 至 令和3年3月31日）	当事業年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （令和3年3月31日）	当事業年度 （令和4年3月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	76,781千円	45,852千円
その他	442千円	169千円
繰延税金資産小計	77,224千円	46,022千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*2)	20,595千円	25,428千円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	-千円	-千円
評価性引当額小計(*1)	20,595千円	25,428千円
繰延税金資産合計	56,629千円	20,594千円
繰延税金負債合計	-千円	-千円
繰延税金資産（純額）	56,629千円	20,594千円

(*1) 評価性引当額が4,833千円増加しています。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が4,833千円増加したことによるものです。

(*2) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（令和3年3月31日）

（単位：千円）

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	合計
-----	------	-------------	-------------	-------------	-------------	----

税務上の繰越欠損金(a)	30,929	24,449	16,183	5,219	-	76,781
評価性引当額	12,314	8,280	-	-	-	20,595
繰延税金資産	18,614	16,168	16,183	5,219	-	(b)56,186

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b)税務上の繰越欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の繰越欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

当事業年度(令和4年3月31日)

(単位：千円)

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	24,449	16,183	5,219	-	-	45,852
評価性引当額	16,091	9,337	-	-	-	25,428
繰延税金資産	8,358	6,846	5,219	-	-	(b)20,424

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b)税務上の繰越欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の繰越欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
法定実効税率	33.84%	法定実効税率	33.84%
(調整)		(調整)	
実効税率変更による差異	1.29%	実効税率変更による差異	-
評価性引当額の増減額	49.03%	評価性引当額の増減額	5.56%
住民税均等割等	0.93%	住民税均等割等	0.67%
その他	10.87%	その他	2.07%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	4.69%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	42.14%

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
営業収益	481,646
うち委託者報酬	466,745
うち投資事業組合管理収入	14,900

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しています。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）および当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

〔関連情報〕

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）および当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

１．製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービスは単一であるため、記載していません。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

(2)有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

３．主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（持分法損益等）

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）および当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社が有している関連会社は、利益基準および利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しています。

（関連当事者情報）

１.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の子会社および関連会社等

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称 または 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表提出会社の子会社および関連会社等	創発の答 1号投資 事業有限 責任組合	京都市 中京区	1,320,000 (注4)	投資事業	所有 直接50% (注2)	設立報酬 および組合 管理手数料 の受取	投資事業組 合管理収入	3,040	前受 収益	12,307

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれています。

(注2)当社は、他社と共同で無限責任組合員として出資しています。

(注3)取引条件および取引条件等の決定方針等
組合契約に基づき決定しています。

(注4)出資金額は、コミットメント総額であります。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の 名称 または 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
財務諸表提出会社の子会社および関連会社等	創発の荅 1号投資 事業有限 責任組合	京都市 中京区	1,320,000 (注4)	投資事業	所有 直接50% (注2)	組合管理 手数料 の受取	投資事業組 合管理収入	14,900	契約 負債	12,251

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれています。

(注2)当社は、他社と共同で無限責任組合員として出資しています。

(注3)取引条件および取引条件等の決定方針等
組合契約に基づき決定しています。

(注4)出資金額は、コミットメント総額であります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	6,414円20銭	7,303円04銭
1株当たり当期純利益金額	1,155円34銭	888円84銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益	65,334千円	50,264千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	- 千円
普通株式に係る当期純利益	65,334千円	50,264千円
普通株式の期中平均株式数	56,550株	56,550株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

第15期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	352,051
直販顧客分別金信託	490,000
未収委託者報酬	103,542
その他	3,324
流動資産合計	948,919

固定資産		
有形固定資産	1	
建物		15,358
構築物		1,633
器具備品		3,623
有形固定資産合計		20,615
無形固定資産		
ソフトウェア		27,209
ソフトウェア仮勘定		3,064
無形固定資産合計		30,274
投資その他の資産		
関係会社出資金		5,619
敷金		5,808
長期前払費用		1,368
繰延税金資産		12,257
その他		10
投資その他の資産合計		25,063
固定資産合計		75,954
資産合計		1,024,873
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2	270,000
一年内償還予定の社債		100,000
預り金		20,486
顧客預り金		18,314
未払金		7,532
未払費用		7,691
未払法人税等		290
未払消費税等		7,706
契約負債		4,702
流動負債合計		436,723
固定負債		
社債		150,000
固定負債合計		150,000
負債合計		586,723
純資産の部		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
資本準備金		465,500
資本剰余金合計		465,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		127,350
利益剰余金合計		127,350
株主資本合計		438,149
純資産合計		438,149
負債・純資産合計		1,024,873

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

		第15期中間会計期間 (自 令和4年4月 1日 至 令和4年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		229,406
投資事業組合管理収入		10,813
営業収益合計		240,220
営業費用		66,151
一般管理費	1	138,138
営業利益		35,931
営業外収益	2	403
営業外費用	3	2,545
経常利益		33,788
税引前中間純利益		33,788
法人税、住民税および事業税		290
法人税等調整額		8,336
法人税等合計		8,626
中間純利益		25,162

(3)中間株主資本等変動計算書

第15期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

(単位:千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越 利益剰余金			
当期首残高	100,000	465,500	465,500	152,512	152,512	412,987	412,987
当中間期変動額							
中間純利益				25,162	25,162	25,162	25,162
当中間期変動額合計	-	-	-	25,162	25,162	25,162	25,162
当中間期末残高	100,000	465,500	465,500	127,350	127,350	438,149	438,149

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第15期中間会計期間 (自 令和4年4月 1日 至 令和4年9月30日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法	関係会社出資金 投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しています。 ただし、建物（附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 10～24年 構築物 10～15年 器具備品 3～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しています。
3. 収益および費用の計上基準	委託者報酬 委託者報酬は当社が運用する投資信託に係る信託報酬で、ファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。 投資事業組合管理収入 投資事業組合管理収入には、投資事業組合管理報酬が含まれており、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、これによる中間財務諸表への影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

第15期中間会計期間 （令和4年9月30日現在）	
1有形固定資産の減価償却累計額	27,950千円
2担保提供資産および担保付債務	
直販顧客分別金信託に充当する借入のために、定期購入による収納金の債権譲渡担保差入証書を差し入れており、これに対応する収納金債権総額は298,030千円です。	
担保付債務は、次のとおりです。	
短期借入金	270,000千円

（中間損益計算書関係）

第15期中間会計期間 （自 令和4年4月 1日 至 令和4年9月30日）	
--	--

1 減価償却実施額	
有形固定資産	1,826千円
無形固定資産	5,723千円
2 営業外収益のうち主なもの	
講演料	336千円
3 営業外費用のうち主なもの	
社債利息	1,668千円
支払利息	708千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第15期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（1）発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	56,550株	- 株	- 株	56,550株

（2）自己株式に関する事項 該当事項はありません。

（3）新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

（4）配当に関する事項 該当事項はありません。

（リース取引関係）

第15期中間会計期間 （自 令和4年4月 1日 至 令和4年9月30日）
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第15期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、組合出資金は次表に含めていません（（注）1.を参照ください）。

また、現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等および未払消費税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 社債	250,000	249,649	351
負債計	250,000	249,649	351

（注）1. 関係会社出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

区分	第15期中間会計期間 （令和4年9月30日現在）
関係会社出資金（*1）	5,619

（*1）関係会社出資金については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	249,649	-	249,649
負債計	-	249,649	-	249,649

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

1. 子会社株式および関連会社株式

(単位：千円)

第15期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)	
	中間貸借対照表計上額
関係会社出資金	5,619

(注) 投資事業有限責任組合への出資金については、市場価格がないことから、時価を記載していません。

(デリバティブ取引関係)

第15期中間会計期間 (自 令和4年4月 1日 至 令和4年9月30日)
該当事項はありません。

(持分法損益等)

第15期中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

当社が有している関連会社は、利益基準および利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

第15期中間会計期間 （自 令和4年4月 1日 至 令和4年9月30日）	
営業収益	240,220
うち委託者報酬	229,406
うち投資事業組合管理収入	10,813

（セグメント情報等）

第15期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

〔関連情報〕

１．製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービスは単一であるため、記載していません。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した額が中間損益計算書の営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

(2)有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

３．主要な顧客ごとの情報

記載すべき重要な事項はありません。なお、外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第15期中間会計期間 （自 令和4年4月 1日 至 令和4年9月30日）	
1株当たり純資産額	7,748円00銭
1株当たり中間純利益金額	444円95銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため、記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間純利益	25,162 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	25,162 千円
普通株式の期中平均株式数	56,550 株

（重要な後発事象）

第15期中間会計期間 (自 令和4年4月 1日 至 令和4年9月30日)
--

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月7日

鎌倉投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人
東京都中央区

指定社員

公認会計士

立野 晴 朗

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年11月30日

鎌倉投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

公認会計士

立野 晴朗

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年3月30日

鎌倉投信株式会社
取締役会 御中イデア監査法人
東京都中央区

指定社員

公認会計士

立野 晴 朗

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている結い 2101の2022年7月20日から2023年1月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、結い 2101の2023年1月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年7月20日から2023年1月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、鎌倉投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

鎌倉投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。